

輸出建造船舶の試運転に使用される潤滑油の消費数量の確認について

昭和 42 年 3 月 9 日蔵関第 194 号

改正 昭和 61 年 6 月 6 日蔵関第 587 号

〔決定〕

提案のとおり処理する。

〔G 税関提案要旨〕

現在輸出建造船舶の試運転に使用される潤滑油は、便宜試運転用消費見込数量をもつて輸入申告させ、輸入許可前引取りを認め、試運転終了後、輸入通関担当部門においてその消費数量を実地に確認しているが、

- 1 消費数量確認のため、積込時にパイプライン、オイルクーラー等に入り実測不能となる潤滑油（Systemoil）の数量を確認しており、更に試運転終了後、残数量を確認し、注入時と最終確認時における船の傾斜の相違から設計図によりトリム修正を行うなど確認に手数を要する。
- 2 発電機、ポンプ等の補機類には計器がなく実測は困難である。
- 3 手数を要する割に徴税額は少ない。

等の理由により、実地の確認を省略し、試運転終了後外貨潤滑油の種類、品名、給油機器ごとに数量、機器出力、単位出力当たり単位時間当たり消費量、試運転時間及び消費数量について造船所から届け出させ、これに基づき消費数量を確認することとし、事務の能率化を図ることとしたい。